

第3章 公園経営の推進策

1 基本プロジェクト

これからの「めざす公園像」の実現に向けて、公園ごとの特性に応じた具体的な取り組みを進めることが求められますが、ここでは、名古屋市の公園経営を推進していくにあたり、柱となるテーマを「基本プロジェクト」として設定します。

(1) 人々をつなぐ公園へ「地域の庭プロジェクト」

公園を核にした地域コミュニティ活動の推進、多様な市民参画の拡大、公園を楽しく活用する人材の育成などによって、公園の利用と愛着を高めます。

●公園を核にしたコミュニティ活動の推進

花咲かせ活動（「ボランティア花壇」「スポンサー花壇」）などを展開し、地域の人々や事業者等をつないで、公園と地域の魅力づくりを推進します。



（2）名古屋の誇りとなる公園へ「にぎわい広場プロジェクト」

イベント需要の高い公園に「にぎわい広場」を設け規制緩和を行うなど、民間活力を発揮しやすい状況を整えて、公園とまちのにぎわいを創出します。

●「にぎわい広場」の制度設計

公園としての公益性の確保に配慮しながら、民間活力によるイベント活性化を図るため、規制緩和と利用ガイドラインの整備を進めます。



（3）人と自然が共生する公園へ「自然の恵みプロジェクト」

自然の恵みを実感できる機会を広げていくとともに、市民・事業者・行政による生物多様性に配慮した協働管理を推進していきます。

●自然の恵みを楽しむ活動の推進

公園ごとの自然の恵みを実感できる機会を広げ、身近な自然を保全・育成する協働活動への市民・事業者の理解と参画の拡大を図ります。



(4) 公園経営の原動力へ

「民間活力導入プロジェクト」

民間事業者の事業参画、市民・事業者からの寄附やサポーター参画など、民間活力の導入によって、利用者満足度の高い公園サービスを提供します。

- 民間活力による公園利用サービスの魅力アップ

- 幅広い寄附制度の展開

- 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発

公園の魅力を共に育てていくため、市民・事業者の参画、支援を活用していくための仕組みづくり、制度の充実を進めていきます。



東山動植物園における営業施設
(イメージパス)



公募により公園内に設置された飲料自動販売機



「思い出ベンチ」の寄附（東京都）



スポンサー花壇（神戸市）

2 取り組みの指針

名古屋市の公園経営を進めていくため、具体的な取り組みについて8つの指針を定めます。公園毎の特性に応じて必要な指針を選択し、組み合わせの相乗効果を検討しながら展開していきます。

8つの指針	主な取り組み
指針1 美しい景観・歴史・文化の活用	① 写真や絵になる風景づくり ② 歴史・文化の保全と活用
指針2 にぎわいの創造	① 「にぎわい広場」の制度設計 ② 公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理
指針3 公園の魅力情報の発信	① 多様な情報ツールの活用 ② 公園プロモーション
指針4 公園利用サービスの魅力アップ	① 民間活力の導入による魅力的なサービスの提供 ② 公正で安全・快適な利用サービスの提供
指針5 地域の公園の利活用の推進	① 公園を核にした地域コミュニティ活動の推進 ② 多様な市民参画の拡大
指針6 公園経営を担う市民・事業者の人材育成	① 公園を楽しく活用する人材の育成
指針7 自然の恵みを楽しむ機会の拡大	① 自然の恵みを楽しむ活動の推進 ② 生物多様性に配慮した協働管理の推進
指針8 災害対応力の向上	① 安全性の確保 ② 非常時における災害対応力の向上

指針 1 美しい景観・歴史・文化の活用

樹木がのびのびと育ち、四季の花々が人々の目を楽しませる公園は、まちの中に緑豊かな美しい景観を形成します。また、名古屋市公園の中には、400年以上にわたる城下町・名古屋の歴史を通じて育まれた様々な資源が含まれています。これらの美しい景観・歴史・文化の資源を、市民とともに積極的に保全・活用する取り組みを進め、地域の魅力や誇りとして実感できるようにしていきます。

1-① 写真や絵になる風景づくり

人々が公園の美しさとうるおいを実感することができる写真や絵になる風景づくりを進めます。公園に本来求められている美しい景観は、一朝一夕では出来ないことから、公園毎の管理運営の目標の中に、景観デザインに関する方針（デザインガイドライン等）を定め、これを利用者や地域住民と共有して継続的に協働していくことが大切です。また、公園における景観デザインは、まちの印象や景観形成にも大きく影響することを念頭において、公園から周辺へと良好な景観を波及させていくことが重要です。そのため、公園の特性に応じた景観形成の目標を定め、植栽管理、施設管理等を進めるとともに、優れた景観ポイントや眺望地点などを選定し素晴らしい景観を協働で守り育てていくなど、美しい景観形成に向けた取り組みを進めます。



名城公園



久屋大通公園

1-② 歴史・文化の保全と活用

市内の公園には、それぞれの地域の特長を表す歴史的資源や彫刻、日本庭園など文化的な施設が数多く存在しています。これらの中には、活用の工夫によって、公園やその地域の新たな魅力となる可能性を秘めているものもあります。

文化財・景観・歴史まちづくりの施策等との連携を図りながら、資産としての保全・活用のあり方を、公園毎の管理運営の目標の中で明らかにして施設の維持管理にあたりるとともに、案内板やパンフレット、ホームページ、イベント等でその価値と魅力の普及啓発に努めます。また、歴史・文化的な魅力を詳しく、わかりやすく、楽しく伝えていくためのガイドボランティアを育成し、地域への愛着と公園文化の醸成へとつなげ、人々が名古屋独自の歴史・文化を身近に感じ、親しみを持てるような取り組みを進めます。



温室（東山植物園）



宮の渡し公園

指針 2 にぎわいの創造

海外の都市の中には、市場が開かれたり、祭りの舞台となったりする広場がまち中にあり、にぎわいを創出しているところがあります。わが国でも、都市公園の創始期には人々が集まる「遊観の場」を公園としてきた流れがあり（明治6年、太政官布達第十六号）、公園がまちのにぎわい拠点としての役割を担ってきました。

名古屋市には、久屋大通公園や名城公園、鶴舞公園など、都心部に市民が多く集える公園があります。イベント需要の高い公園に「にぎわい広場」を創造し、必要な規制緩和と利用ガイドラインの整備など民間活力を発揮しやすい状況を整え、更なるイベントの活性化により公園とまちのにぎわいを創出し、名古屋の魅力を高めていきます。

2-① 「にぎわい広場」の制度設計

「にぎわい広場」では、民間活力の活用を具体化するために必要な規制緩和と利用ガイドラインを整備します。イベント主催者等の名称表示や利用許可に関する基準の見直しなど、事業者等がイベント開催を進めやすいようにルールを明確にします。また、広場利用に係る料金等についても資産の有効活用の観点で見直しを行い、イベント収益の一部を公園サービスとして還元する仕組みを検討します。制度設計にあたっては美しい景観の形成や憩いの場の提供など、公園に求められる様々な機能とのバランス、公共空間の独占的利用に対する一定の公益性の確保に配慮します。



栄ミナミ音楽祭（矢場公園）



GREEN TOKYO ガンダムプロジェクト（都立潮風公園）

写真：公益財団法人東京都公園協会提供

2-② 公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理

誰もがいつでも自由に快適に利用できるようにするため、都市公園条例等によって、利用に際して必要な禁止事項や制限を設けています。これにより、公益性の確保など適正な公園利用を図っているところですが、地域のにぎわいや公園の魅力アップにつながり、都市公園事業に寄与するものと認められる催し等については、取り扱いの基準等の見直しを進めます。



アートマーケット（都立井の頭公園）



大道芸（都立井の頭公園）

指針 3 公園の魅力情報の発信

名古屋市の公園には多くの魅力があるにもかかわらず、それらが市民や事業者に十分伝わっていない現状があります。市民、事業者の公園への理解を高め、実際に公園を訪れ、利用してもらうため、年代や属性の違う利用者層にに応じて、魅力が感じられる公園の情報を、対象利用者層が受け取りやすい方法によって発信していきます。

また、事業者や全国の人々に対して、メディアを効果的に活用しながら名古屋市の公園に関するプロモーションを行うことにより、名古屋のイメージアップやイベントPR等を通じた観光振興を図ります。

3-① 多様な情報ツールの活用

遊具コーナーの情報やオムツ替えができるトイレの情報、バリアフリー経路の情報など、利用者層のニーズに合わせて発信する情報を整理します。また、市の広報媒体、ホームページ等を通じた公式情報の発信のほか、タウン誌やフリーペーパー、ソーシャルネットワークサービスの活用について、情報提供のアプローチ等可能性を検討し、各世代になじみやすい情報提供を工夫して進めます。

特に、電子看板（デジタルサイネージ）や携帯端末を介した情報提供については、即時性や地理案内を始め民間の事業開発が進んでいる状況があり、これらの活用に向け検討し、公園や周辺利用者への情報サービスの向上を図ります。



デジタルサイネージ（名古屋工業大学）



携帯端末による情報提供
（東山動植物園）

3-② 公園プロモーション

より多くの人々に名古屋市の公園を知ってもらうため、公園のPRを全国に向けて行います。例えば、映画やドラマなどの撮影を誘致・支援するフィルムコミッション事業への協力や、公園に関するキャラクターを作成し、キャラクターセールスを行うなどの展開を図ります。

また、複数の公園をネットワーク利用してもらい新たな魅力を感じてもらうスタンプラリーのイベント企画など、公園プロモーションを戦略的に行います。



なごやの公園スタンプラリー（ランの館）



鶴舞公園 100 周年記念事業植樹式
（鶴舞公園）

指針 4 公園利用サービスの魅力アップ

公園の利用を促進していくため、市民が公園を利用したいと感じられるサービス提供を利用者の視点に立って進めます。公園の特性によっては飲食物の提供やスポーツ施設の設置、駐車場サービスの適切な提供などは、公園の利活用の幅を広げ、利便性の向上につながることを期待できます。景観形成など公園に求められる様々な機能との整合を図りながら、効率的で質の高いサービスを提供するために、積極的に民間活力を導入していきます。

4-① 民間活力の導入による魅力的なサービスの提供

公園利活用の幅を広げ、魅力的なサービスを提供するために、民間のノウハウと活力を導入する取り組みを進めます。設置管理許可制度や公募方式などを活用しながら具体的な事業展開を図り、カフェや自動販売機、売店等による飲食や物品販売のサービス、ランニングやウォーキング等のスポーツ利用に関するサービス、デイキャンプやペット同伴等の公園利用サービスなど、市民の様々なニーズに応じたサービスの提供を進めていきます。



カフェ（富山県富岩運河環水公園）

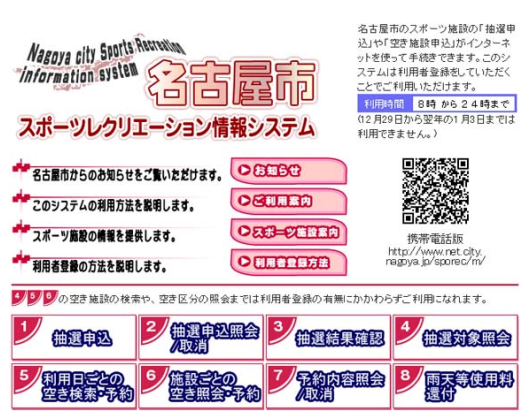


デイキャンプ場（明が丘公園）

4-② 公正で安全・快適な利用サービスの提供

公園は、利用者にとって安全で快適な場所となることが重要であり、そのためには、全ての利用者に対して公正にサービスを提供していかなければなりません。公園施設の利用状況を十分に踏まえ、サービスの改善を進めます。

現在、市内の公園には多様な形態の駐車場があります。一部の公園では、公園利用者ではない人による不適切な駐車場利用の実態があり、現場管理上も対応に苦慮するケースがあります。これらの現状把握と、民間コインパーキング等で見られるような最新の駐車場管理システムの技術や、民間事業者のニーズについて調査・研究を進めます。その上で、立地特性や受益者負担の視点に立ってサービス提供の考え方を見直し、公正なサービスを効率的に実現する駐車場管理のあり方を検討します。



スポーツレクリエーション情報システム



コインパーキング（各務原市 学びの森）

指針 5 地域の公園の利活用の推進

市民に身近な公共施設である地域の公園は、日常生活に安心と豊かさをもたらすことができる存在で、市民をつなぐ「地域の庭」として、人々から愛され、積極的に地域に利活用されることが望まれます。

そこで、その地域や公園の特長を生かしながら、市民・事業者・行政が協働して公園の利活用の幅を広げていくことによって、公園利用の満足度向上と地域の魅力アップにつなげていきます。また、公園を核にして、多様な人々のつながりをデザインする取り組みを通じ、地域の公園利活用を推進していきます。

5-① 公園を核にした地域コミュニティ活動の推進

地域のきずなと活力を高めるため、公園を拠点にした地域コミュニティ活動をデザインする取り組みを推進します。例えば、愛護会など市民活動の活性化策の実施、市民・事業者・学校等の参画、協働による花咲かせ活動（「ボランティア花壇」「スポンサー花壇」など）の展開、公園に関するワークショップの開催など、ソフト面の取り組みを充実させていきます。

また、公園の美化活動や花や緑に関するもののほか、ラジオ体操やダンスなど手軽なスポーツ活動、子ども会や子育てグループの活動、地域のお祭りや盆踊りなど、公園を核とした多様な地域コミュニティ活動を促進し、公園を愛する地域コミュニティと公園管理者が一緒になって公園の魅力向上をめざし、協働していきます。



公園愛護会による花壇づくり
（台町ふれあい公園）



紙芝居みどり劇場（新海池公園）

5-② 多様な市民参画の拡大

公園を市民の重要な資産としてとらえ、市民全体が公園経営の成果を享受できるようにするためには、幅広い世代、多様な人々の参画を促すことが大切です。なかでも、次世代を担う子どもや青少年が、公園でのびのびと遊んだり、学んだり、地域社会に関わることは、彼ら自身の貴重な経験と公園への愛着につながり、同時に、彼らの自由な発想や行動力が、新たな公園の魅力の創造をもたらす可能性を持っているため、参画を進めていきます。

また、公園経営のすべてを行政主体で担うことにとられず、地域のエリアマネジメント組織が成立するようなどころでは、管理運営の大半についてその組織が主体となってこれを担うなど、地域が中心になった公園経営のあり方を新たに進めていきます。



子育て支援公園づくりのワークショップ
(柳原公園)



ひまわり展 (久屋大通公園)

指針 6 公園経営を担う市民・事業者の人材育成

公園経営には、公園を支え、その魅力向上につながるボランティア活動や社会貢献活動などに取り組む市民、事業者の存在が不可欠です。公園の楽しさや魅力は、整備の段階でどのようなものをつくるかということも大切ですが、開園後の公園がどのように管理運営されるかによって大きく変わってきます。地域社会全体で公園を育てその利益を享受していくため、公園経営の取り組みを担う市民・事業者を発掘しその育成を進めます。

6-① 公園を楽しく活用する人材の育成

公園経営には、従来の「公園管理者が施設を管理し、市民が利用する」という関係の間に、「市民・事業者が公園経営に参画し、公園での活動プログラムの企画者や実施者となって楽しく活用する」という関係を組み入れていきます。

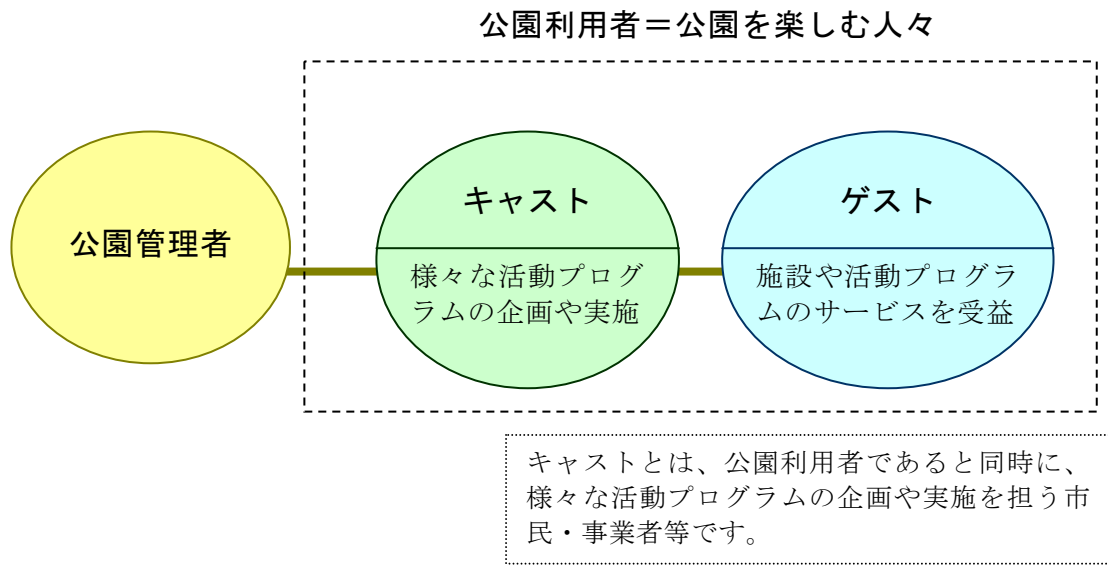
市民・事業者の活動を、多くの公園利用者の楽しさやまちの魅力にもつなげる効果的なものにしていくため、活動に関わる人々を対象に、公園に関する基礎知識（公園に求められる機能、公益性、安全性等）を学ぶ機会や、相互交流の機会を設けるなど、活動意欲の向上とスキルアップを促す人材育成の取り組みを推進していきます。



森づくり講座（戸田川緑地）



なごやの森づくりパートナーシップ連絡会



■公園を楽しく活用する「キャスト」のいる関係

参考文献：山崎亮著「コミュニティデザイン 人がつながるしくみをつくる」

指針 7 自然の恵みを楽しむ機会の拡大

公園は、樹林地、草地、ため池、湿地など、様々な自然的要素で構成されており、都市環境の改善に役立つとともに、市民の自然とのふれあいの場、自然環境教育の場として重要な役割を担っています。

身近な自然を保全・育成し、市民が自然の恵みを実感できるようにしていくため、公園での環境学習プログラムや自然とのふれあい活動を促進するとともに、樹林地やため池、湿地など貴重な自然環境を保全し、生態系の特徴に応じた適切な維持管理を行うなど、生物多様性に配慮した公園づくりを進めます。

7-① 自然の恵みを楽しむ活動の推進

自然や環境問題に対する理解や関心を高めるため、身近な自然とふれあい、その恵みを実感できる機会を広げていきます。

このため、公園ごとの自然の特長を明らかにし、地域住民にその資源に対する理解と愛着を感じてもらえるような情報発信のほか、身近な自然を保全・育成する協働活動への市民・事業者の参画を促進する取り組みを進めます。

また、市内の一部では、既に市民団体等との協働によって森づくり活動、湿地の保全活動等が実施されています。市民参画の協働の取り組みを通じて得られる収穫物、間伐材、木加工品等の取り扱いについてのより一層の有効利用の考え方、ルール等を整理し、市民団体等の活動意欲の促進や市民理解の拡大を図ります。



『いたかの森 棚田・田んぼ』での稲刈り
(猪高緑地)



落ち葉かき（日進市）

7-② 生物多様性に配慮した協働管理の推進

公園内に残された自然を守り、より質の高い緑へと育てていくため、個々の公園の自然環境、生態系の特性を踏まえた維持管理を行います。生物多様性保全に向けた具体的な取り組みにあたっては、協働する市民・事業者・行政との間で、樹林地や水辺の植生管理等の目標を定め、管理方針など一定のルールを共有します。



大根池の池干し（天白公園）

写真：なごや生物多様性保全活動協議会提供



棲息生物調査（大高緑地）

指針 8 災害対応力の向上

公園は、地域コミュニティの中心的な公共施設であり、災害時には避難場所となるなど重要な役割があります。そのため、市民生活の安全を支える基盤として、公園配置ネットワークと公園自体の安全性を確保していきます。また、災害発生時の避難者の誘導や防災施設の利用等について、いざというときに地域防災計画に基づいた円滑な対応ができるよう、市民、事業者、関係機関との連携を進めます。

8-① 安全性の確保

公園は、震災時には避難場所や延焼防止等の防災機能を果たし、物資集積の基地や仮設住宅の建設地等として活用できる重要な施設です。名古屋市の公園配置ネットワークを活用し、都市防災の観点で公園ごとに求められる機能を確保していきます。また、公園そのものの安全性の確保についても大切です。施設の安全点検、異常箇所通報など市民・事業者の協力を得ながら進めていきます。



災害時対応井戸（川名公園）



公園遊具の点検（松坂公園）

8-② 非常時における災害対応力の向上

災害発生時に公園の防災機能が最大限発揮されるようにするため、避難場所・広域避難場所に指定された公園においては、地域防災計画に則った対応が速やかになされるよう、平常時から関係機関との連携、情報共有、訓練に取り組みます。また、事業者との協力関係の構築を図り、災害対応力の向上に努めます。



ヘリポート（稲永東公園）



公園での防災訓練（日光川公園）

3 制度整備の方策

公園経営に関する具体的な取り組みを効果的に展開していくために必要となる、市の体制づくりや制度設計等について5つの方策を定めます。これらは、公園経営の推進力につながる事項で、具体的な実施手法を検討し、公園経営の推進環境を整えていきます。

5つの方策	主な取り組み
方策1 資産運用を推進する体制の構築	① 資産評価と運用方策の研究 ② 公園経営意識の共有 ③ 組織体制の整備
方策2 設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度の活用	① 民間活力の活用に向けた制度の活用 ② 民間事業者の創意工夫を引き出す制度の充実 ③ 公募方式の活用
方策3 公園の品質を高める評価制度の確立	① 特長を引き出す評価手法の整備
方策4 幅広い寄附制度の展開	① ふるさと寄附金（納税）の活用 ② 公園を育てる基金の設置
方策5 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発	① 民間サポーター、協賛スポンサー事業の展開 ② 「寄附者表示」の基準緩和と公園事業に資する「広告掲示」基準の整理

方策1 資産運用を推進する体制の構築

これまでの公園行政では、特に、土地資産として公園が持つ価値を生かしていく資産運用の取り組みが十分に行われてきませんでした。今後は、「管理する資産」から「経営する資産」へ管理運営のあり方を転換する必要があります。公園が持つ歴史や文化、自然を保全・活用しながら、土地資産として公園が持つ価値を引き出し、これを生かしていく方策の研究を進めるとともに、職員の育成、組織体制の整備を行います。

① 資産評価と運用方策の研究

公園経営を推進するために、従来の施設管理、植物管理、安全管理に加え、職員が利用者サービスや広報、利活用を推進するプログラムなどを企画し、その実現のために民間への営業活動、民間活力の導入、市民との協働、規制緩和等に取り組むことが必要です。当該公園の資産価値を的確に評価した上で、取り組みにかかるコストや手順、効果等を予測し、目標管理を体系的に進めていきます。また、公園に関わる職務内容の再構築、組織の再編、制度の見直し、運用方法の改善等、公園の資産運用に関わる方策の研究を進めます。

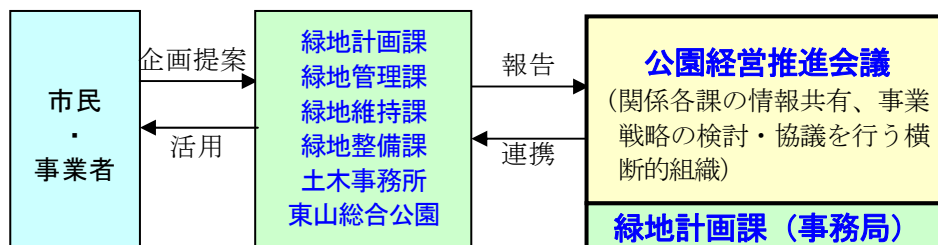
② 公園経営意識の共有

公園経営に携わる職員は、公園経営の意義、目標等を十分認識し、幅広い領域にわたる公園の管理運営業務について総合的な知識・理解や実行力を備える必要があります。また、公園で実施した様々な取り組みの結果に対する評価を行い、課題を改善していくマネジメント能力を身に付けることも必要です。

公園に関係する全ての職員が、このような意識とマネジメント能力を身に付けるため、日常業務を通じたOJT、研修等により、公園経営意識の共有を進めます。

③ 組織体制の整備

公園経営を推進するためには、市民・事業者からのアイデアを取り入れながら資産運用策の企画や営業活動につなげるなど、柔軟な対応力のある組織体制で進めていく必要があります。このため、民間からの提案、アイデア等の受け皿となる窓口やその活用制度を整えて、関係部署と連携して対応していける組織体制の整備を進めます。



■推進組織体制「公園経営推進会議」のイメージ

方策2 設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度の活用

設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度を活用することによって、民間事業者の活力やノウハウを導入し、競争原理によってより良いサービスの提供を図ります。公園の公益的機能を確保しながら、民間事業者のインセンティブが働くように、制度の取り扱いの改善と新たな活用を図ります。

① 民間活力の活用に視点を置いた制度の活用

設置管理許可、指定管理者、PFIといった各種の民活制度は、公園の公益的機能の確保や利活用の推進といった観点から長所・短所があります。公園ごとの特長や求められるサービス水準に応じて適用すべき制度を選択し、民間のノウハウを生かした質の高いサービスにより活力ある公園づくりを進めます。

② 民間事業者の創意工夫を引き出す制度の充実

設置管理許可制度については、今後の民間参入を積極的に広げるため許可基準等の取り扱いの見直しを図ります。他都市では設置許可制度の運用によって、公園内にお洒落で心地よいカフェが設置され、まちの新たな魅力につながるような事例があります。こうした好例を参考にしながら、その公園にふさわしい民間サービスを導入できるような制度活用方法を検討します。

また、指定管理者制度については、事業者インセンティブを与え創意工夫を引き出す仕組みと評価制度の確立が必要です。現状では、公園の特性である植物管理や景観形成といった年月の積み重ねによって成果が現れる取り組みが実績として評価されにくい傾向や、コスト削減の中で、事業者のノウハウを生かした自主事業など独自のサービス向上策が進みにくい状況があります。評価制度の改善、自主事業の促進策、収益の公園サービスへの還元策、公園の目的に応じた指定管理期間の見直し、更新時の実績評価の反映など、「Win-Win の関係」を充実させるために必要な制度の改善と設計を、客観性・透明性を確保しながら進めていきます。

さらに、PFI制度については、コンセッション方式の導入など法制度の拡充が進み、官民連携による公共施設の新たなマネジメントの仕組みとなっています。公園経営における民間参入手法の一つとして、制度の活用を進めます。

③ 公募方式の活用

公園における具体的な取り組みに対して事業者の参画を得る際には、民間の優れたアイデアやノウハウを生かすため、公募方式を活用して事業者からの企画提案を積極的に採り入れます。

公募に際しては、できるだけ多くの優れた企画提案を得て、この中から最も優良なものを採用できるように、目的・条件等の明示や必要な検討期間の確保など、事業者の応募作業に配慮します。

また、公募の機会以外にも、事業者から優良な企画提案の相談を受けるようにし、連携・活用の方策等を検討していきます。



設置管理許可制度によるオープンカフェの設置（久屋大通公園）



指定管理者による運営
（名城公園フラワープラザ）

方策3 公園の品質を高める評価制度の確立

公園経営の具体的な取り組みの効果を最大限に引き出し、利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップにつなげていくため、公園の品質を高めるための評価の仕組みが必要です。公園ごとの特性や目標、取り組みの効果等を市民にもわかりやすく示すことができる手法を整え、PDCAサイクル（計画、実施、評価、見直し）を活用して継続的な業務改善に役立てます。

① 特長を引き出す評価手法の整備

公園や地域の活性化、魅力づくりのため、規模や立地条件、自然の豊かさなどについて各公園の特性を評価した上で、現状を踏まえた取り組み手法の選択と成果の評価により、公園の個性を伸ばしていきます。

指定管理者によって管理運営されているような主要公園については、個別のマネジメントプランを策定することにより基本方針や目標を明確にします。実施した取り組みの効果については、一定数の利用者への直接的なアンケートを行うとともに、外部委員を含む評価委員会により総合評価を行い、改善につなげていきます。また、その他の一般的な公園については、効率的な評価事務とするため、個別に「公園カルテ」を作成し、ここに、公園毎の特長を生かしていく管理運営の目標や方針を明らかにします。このカルテをもとにして、定期的に管理者の自己評価と愛護会等地域住民からの評価を加えて管理運営の効果の点検を行い、利用者の視点を反映させる形で継続的な改善を図ります。

■ マネジメントプラン／公園カルテの構成イメージ

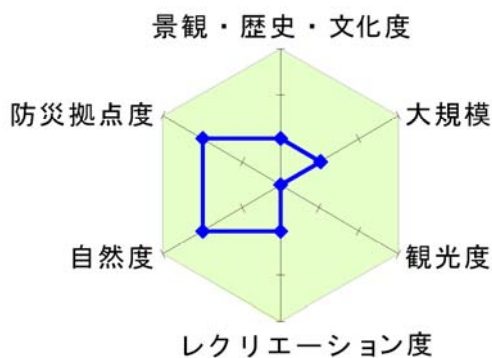
項目	内容
1. 公園の概要	所在地、面積、利用状況、立地条件、主要公園施設等を整理
2. 公園特性評価	公園特性の観点から、対象公園の現況を評価
3. 目標	「めざす公園像」の実現に向けた定性的、定量的目標の設定
4. 管理運営方針	「具体的な取り組みの8つの指針」「体制・制度に関する5つの方策」を踏まえて、当該公園の管理運営に係る方針を設定
5. 取り組み内容	当該公園で実施する具体的な取り組み内容と実施スケジュールを設定

*：マネジメントプランは主要な公園ごとに策定するものであり、公園カルテは一般的な公園について経営方針等をシート形式などでとりまとめたものを想定しています。

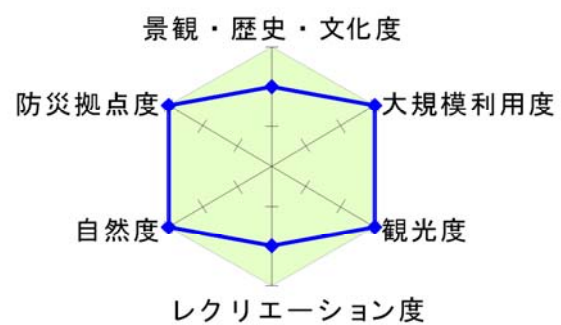
■公園特性に関する評価指標

評価指標	評価の考え方
A. 景観・歴史・文化度	・地域の景観形成に寄与している ・公園内に優れた景観を形成している ・歴史資源がある ・文化資源がある
B. 大規模利用度	・利用者数が多い ・年間を通じて相当数の利用者がある
C. 観光度	・観光資源がある ・市外から多数の人々が訪れる ・大規模なイベントが開催される
D. レクリエーション度	・特殊な遊具や児童遊園のような施設がある ・運動施設や多目的広場がある
E. 自然度	・まとまりのある樹林がある ・水辺や湿地がある ・絶滅の恐れのある生物が生育生息している
F. 防災拠点度	・防災施設が設置されている ・避難場所や災害復旧拠点として、地域住民の認知度が高い

A. 「身近な街区公園」の特性評価例



B. 「都心の公園」の特性評価例

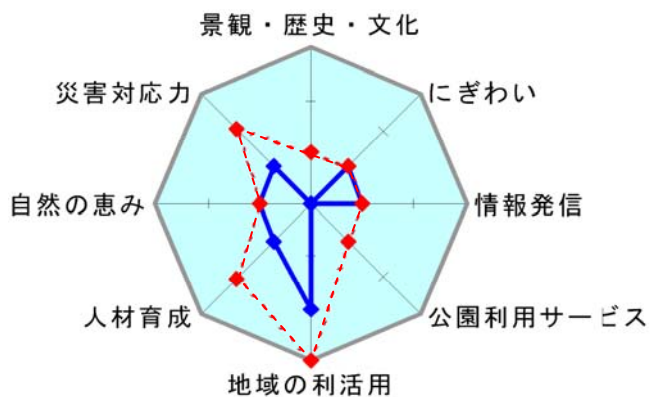


■公園特性の評価イメージ

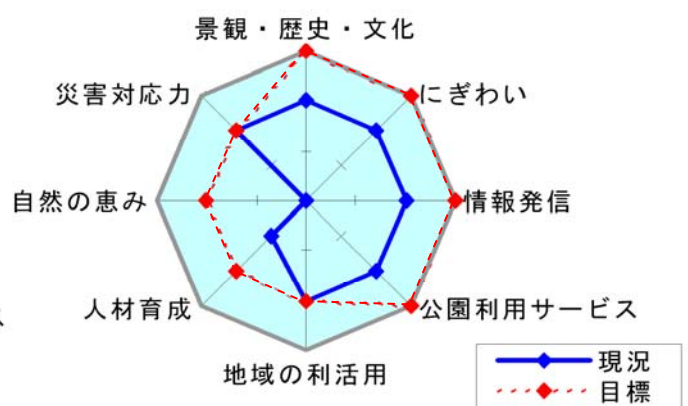
■公園経営に関する評価指標（例）

評価指標	評価の考え方
指針1 美しい景観・歴史・文化の活用	① 写真や絵になる風景づくり ② 歴史・文化の保全と活用
指針2 にぎわいの創造	① 「にぎわい広場」の制度設計 ② 公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理
指針3 公園の魅力情報の発信	① 多様な情報ツールの活用 ② 公園プロモーション
指針4 公園利用サービスの魅力アップ	① 民間活力の導入による魅力的なサービスの提供 ② 公正で安全・快適な利用サービスの提供
指針5 地域の公園の利活用の推進	① 公園を核にした地域コミュニティ活動の推進 ② 多様な市民参画の拡大
指針6 公園経営を担う市民・事業者の人材育成	① 公園を楽しく活用する人材の育成
指針7 自然の恵みを楽しむ機会の拡大	① 自然の恵みを楽しむ活動の推進 ② 生物多様性に配慮した協働管理の推進
指針8 災害対応力の向上	① 安全性の確保 ② 非常時における災害対応力の向上

A. 「身近な街区公園」の評価と目標例



B. 「都心の公園」の評価と目標例



■公園経営の評価イメージ

■公園経営の取り組み評価シート（例）

公園名：〇〇〇公園

評価実施者：公園経太郎

評価年度	平成 24 年度				
目標	里山の自然の中で、子どもから高齢者まで幅広い市民が自然とふれあい、自然の恵みを受け取ることができる公園				
管理運営方針	取り組み内容	自己評価			備考
		指標	実績	評価	
美しい里山景観活用	公園 100 景選定地点の PR のため・・・	認知度 40%	30%	B	利用者アンケートによる
地域の公園利活用の推進	里山管理を担う市民団体の育成	参加者数 20 人	30 人	A	里山管理講座の参加者数
自然の恵みを楽しむ機会の創出	〇〇〇育樹祭の開催	来場者 500 人	300 人	C	
・・・・・・・・	・・・・・・・・	・・・	・・・	・・・	
利用者の満足度	調査方法	利用者アンケート、10 月の平日と休日各 1 日			
	結果	全体満足度：80% 施設満足度：50% 自然ふれあい：70%			

方策4 幅広い寄附制度の展開

公園への愛着を高める意味や、多様な財源を確保する意味において、幅広い市民や事業者からのサポートを得る手段として寄附制度の充実を図ります。公園は、市民にとって身近な存在で、事業者にとっても公園を応援する企業姿勢は社会からプラスに評価される傾向があります。寄附者側の視点や心情に立った配慮を制度設計に生かしながら、ふるさと寄附金（納税）制度の活用や基金制度の整備など、公園を対象にした寄附制度の充実と展開を進めます。

① ふるさと寄附金（納税）の活用

ふるさと寄附金（納税）制度を活用し、市民や全国の方々から広く寄附を募り、名古屋市を代表する公園の魅力アップや利用者サービスの向上、東山動植物園再生にかかる施設整備費用や動物園の管理運営に役立てます。

ふるさと寄附金は、寄附者がそれぞれの思いを寄せる自治体やその取り組み・事業等を選んで寄附することができる制度です。名古屋の公園のために多くの賛同が得られるよう、PR やキャンペーン、寄附動機につながる特典等の工夫を行いながら寄附の拡大を図ります。

② 公園を育てる基金の設置

多くの市民、そして事業者からの寄附金を募り、これを柔軟かつ効果的に公園サービスへと還元するために、公園をみんなで育て一緒に魅力を増進させる目的の基金の設置をめざします。

また、基金が軸になって、協働の輪を広げていくことが期待できるため、寄附者側の視点や心情に立った配慮を制度設計に生かすことが大切です。他都市の一部では、活用テーマを明確にして市民・事業者の心を動かしている例、クレジットカード等多様な申込み手段を用意して寄附しやすい環境を整えている例、また、事業者のキャンペーンやイベント収益からの寄附受け入れを促進している例など、効果的な取り組みが見られます。これらを参考にしながら、名古屋市においても、多様な人々が参加しやすく、交流につながるような寄附制度を展開していきます。

■ 寄附制度の例

寄附制度の特徴	制度名（実施主体）
活用テーマを明確にしている例	都立公園サポーター基金（東京都公園協会） 到津の森公園基金（北九州市）
事業活動やキャンペーンとのタイアップからの寄附受け入れを促進している例	緑の東京募金（東京都） マリン基金（千葉県） 東京緑の定期預金（東京都民銀行）、 東山動植物園応援コース定期預金（名古屋銀行）

方策5 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発

寄附による参加だけではなく、公園との直接的な関わりを持つ形の市民・事業者のサポーター、スポンサーとしての参画を促進することによって、公園の潜在的な魅力や新たな可能性を引き出します。例えば、東京都の「思い出ベンチ事業」や各地の動物園で取り組まれている動物サポーター制度などでは、市民や事業者に、一層の公園への愛着や満足を感じていただける工夫をしながら、資金のサポートを頂いています。こうした事例を参考にして、名古屋市においても、民間のマーケティングの考え方を参考に、商品力、プロモート、営業網の3つのバランスの取れた事業の開発を進めます。

また、公園は特に公共性や景観への配慮が求められ、広告物は原則禁止となっていますが、今後は、公園事業の推進に役立つ内容が含まれるものについて規制の緩和に取り組めます。この際、屋外広告物条例等関係法令との整合を図りながら、その活用の方を整理し基準を明らかにします。

① 民間サポーター、協賛スポンサー事業の展開

民間サポーター、協賛スポンサーを広げる取り組み事例が東山動植物園等がありますが、民間のマーケティングの手法を参考にしながら、今後は、市域の公園を対象に事業の実施に向けた検討を進めます。また、行政と事業者、市民団体等関係者間の役割分担や連携方法について研究し、関係者のメリットやインセンティブが働くような仕掛け、取り組みを工夫します。



スポンサー花壇（神戸市）

② 「寄附者表示」の基準緩和と公園事業に資する「広告掲示」基準の整理

民間サポーター、協賛スポンサーに対するインセンティブを確保するため、「寄附者表示」の基準緩和と公園事業に資する「広告掲示」基準の整理を進めます。東京都では、「民活・規制緩和推進への取り組み」（平成14年7月）に沿って、都立公園内における広告物の取り扱いについて基準が整理されています。これを参考に、あくまでも公園事業の推進に役立つものであることを前提としながら、「寄附者名等の表示」「商業広告の掲示」といった分類ごとに基準の緩和や活用のルールを検討します。

なお、寄附者表示に関しては、従来の施設整備に関する寄附の表示だけではなく、今後は、管理運営に関するサポーター、スポンサー協賛を念頭に、そのデザインガイドライン等を含めて整理します。



サポーターの表示（神戸市）